

日本国のODA事業において不正行為を行った者等に対する措置等における苦情処理手続要領

(対象となる措置等)

第1 苦情処理の対象は、次に掲げるもの（以下「措置等」と総称する。）とする。

- 一 日本国のODA事業において不正行為を行った者等に対する措置要領（以下「措置要領」という。）の規定による措置（期間の変更及び措置の継続を含む。以下単に「措置」という。）
- 二 措置要領の規定による排除要求（以下「排除要求」という。）
- 三 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときの期間は、その翌日に満了する。

(措置又は警告等の理由の明示並びに苦情申立てについての教示)

第3 外務省国際協力局長等は、措置要領第10第1項又は第11第1項の規定による通知において、措置又は警告等の理由を明らかにすることとする。

- 2 外務省国際協力局長等は、措置又は警告等を行う場合には、当該措置又は警告等について、苦情申立てを行うことができる旨を教示することとする。

(苦情申立て)

第4 措置等を受けた者は、当該措置等について、書面により、外務省国際協力局長等に対して苦情申立てを行うことができる。

- 2 前項書面には、次に掲げる事項を記載することとする。

- 一 申立者の商号又は名称及び住所
- 二 申立てに係る措置等の内容
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うこととする。

- 一 措置 当該措置の期間内（措置の期間が2週間を下回る場合にあっては、措置の日の翌日から起算して2週間以内）
- 二 排除要求 当該排除要求の期間内（当該排除要求について知り得た日から排除要求の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該排除要求について知り得た

日の翌日から起算して2週間以内)

三 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5 外務省国際協力局長等は、苦情申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、書面により回答することとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うこととする。

一 苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴う対応

3 第1項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、第1項の回答期間を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

第6 外務省国際協力局長等は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができる。

(再苦情申立てについての教示)

第7 外務省国際協力局長等は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下をする場合には、第5第1項又は第6の書面に、当該回答又は却下について、再苦情申立てを行うことができる旨を教示することとする。

(苦情処理結果の公表)

第8 外務省国際協力局長等は、第5第1項の規定による回答をしたときは、苦情申立ての書面及び同項の回答の書面を速やかに公表することとする。

(再苦情申立て)

第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下について、書面により、外務省国際協力局長等に対して再苦情申立てを行うことができる。当該書面には、第4第2項一から四に掲げる事項を記載することとする。(但し、二は「第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下の内容」と読み替える。)

2 再苦情申立ては、次に掲げる期限内に行うこととする。

一 措置又は排除要求 当該措置又は排除要求の期間内(第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下の日の翌日から当該措置又は排除要求の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の日の翌日から起算して2週間以内)

二 警告等 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下の日の翌日から起算して2週間以内

(第三者機関に対する審議依頼)

第10 外務省国際協力局長等は、再苦情申立てがあったときは、必要に応じて、第三者機関に審議を依頼することができる。

(再苦情申立てに対する回答)

第11 外務省国際協力局長等は、再苦情申立てを行った者に対し、第三者機関に審議を依頼した場合は、当該審議を踏まえ、当該審議の報告を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)(審議を依頼しなかった場合は、当該再苦情申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。))に、書面により回答することとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うこととする。

- 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴う対応

(再苦情申立ての却下)

第12 外務省国際協力局長等は、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができる。

(再苦情処理結果の公表)

第13 外務省国際協力局長等は、第11第1項の規定による回答をしたときは、再苦情申立ての書面及び同項の回答の書面を速やかに公表することとする。

附 則

- 1 本要領は、平成23年6月29日以降に行う措置等から実施する。
- 2 旧日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領に基づく措置は、本要領の規定による措置とみなす。